

電機連合加盟組合員の皆様へ

助け合い、思いやり、あなたに寄り添う電機共済

2022年版

電機連合



ファミリーサポート共済

〈遺族生活保障〉

[こくみん共済 coop〈全労済〉 団体定期生命共済 共済年金払特則]

万一の時の「家族の生活費」をバックアップ!

● 死亡・重度障がい時に
年金方式(分割)でお支払いします。
● 年齢・性別にかかわらず
お手頃な一律の掛金です。
(年齢が上がっても掛金は上がりません)

NEW

★「高血圧症」に関する加入引受基準が緩和されました。
★「ほっとあんしんコール」が加入者全員が利用できる
ようになりました。

2020年度
割り戻し率

約 **10** %

注)「割り戻し率」は過去の実績を表した
ものであり、将来の「割り戻し率」は
確定していません。



スマートフォンでも
ファミリーサポート共済の
説明動画が見られます。
(詳しくは裏表紙をご覧ください。)

ホームページの **加入申込書 Web 作成サイト** もご利用ください

組合での新規加入・コース 変更申込書受付期間	福祉共済センター 申込書提出締切日	第一回掛金引落日	契約発効日
2022年 1月～2月	3月11日(金)	2022年 5月30日(月)	2022年 6月1日
2022年 4月	5月12日(木)	2022年 7月28日(木)	2022年 8月1日
2022年 5月	6月10日(金)	2022年 8月29日(月)	2022年 9月1日
2022年 7月	8月 5日(金)	2022年10月28日(金)	2022年11月1日
2022年 8月～9月	10月12日(水)	2022年12月28日(水)	2023年 1月1日
2022年11月	12月12日(月)	2023年 2月28日(火)	2023年 3月1日

※所属組合の申込書提出締切日をご確認ください。

電機連合
福祉共済センター

☎0120-11-7272 (ファミリーサポート共済専用フリーダイヤル) ☎03-3769-0265

☎03-3452-2825 (ファミリーサポート共済専用) 🌐<https://kyosai.jei.or.jp/>

●〒108-8326 東京都港区三田1-10-3 電機連合会館内
業務時間:9時00分～17時30分(土日・祝日、年末年始を除きます)



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

制度の特長

1P

加入コースと掛金

6P

健康告知の質問表

8P

ご契約のてびき

10P

申込書

14P

組合員のためのたすけあい制度、「ファミリーサポート共済」
 遺されたご家族・組合員を **経済的に** **精神的に** サポートします！



「ファミリーサポート共済」の特長！

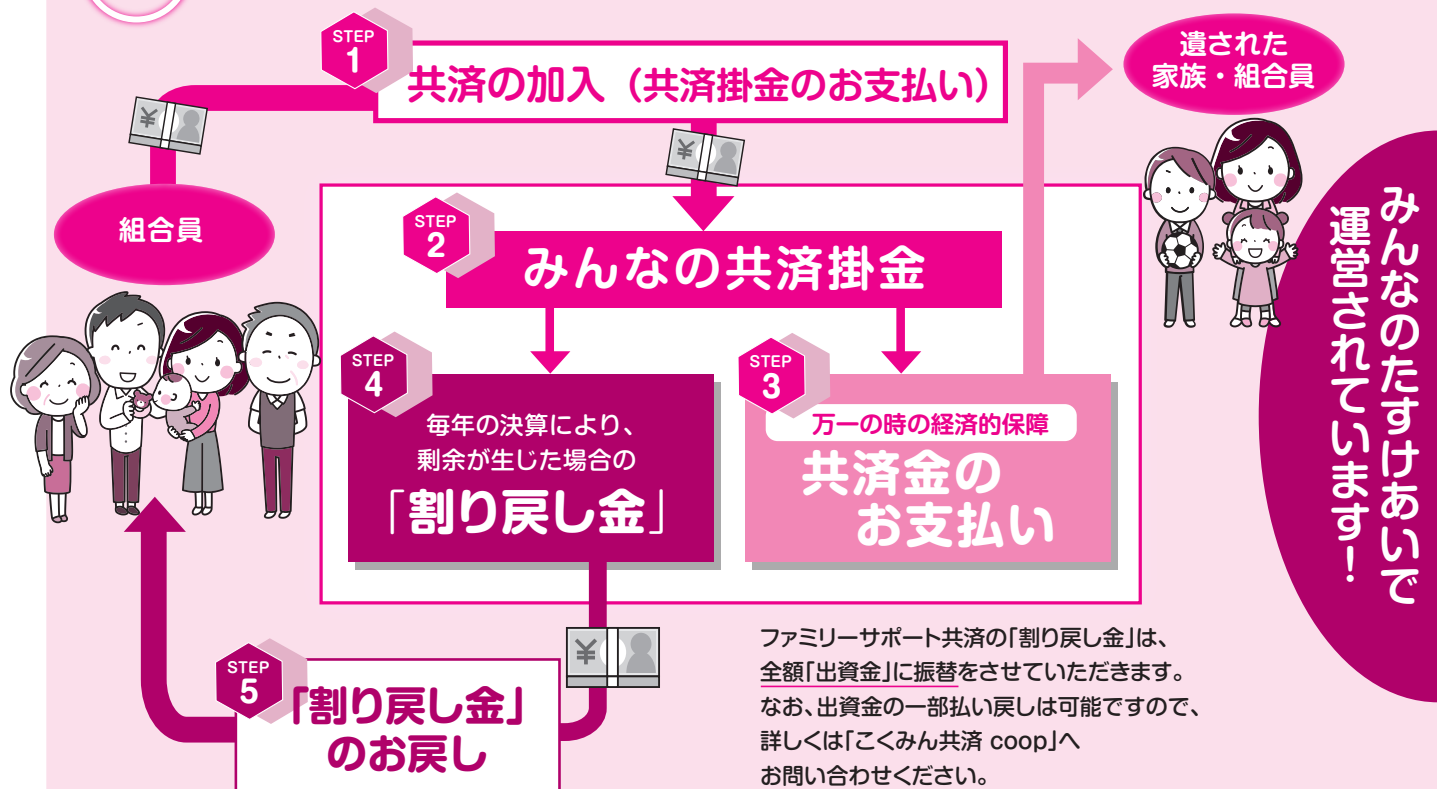
特長 1	年金方式（分割）でのお支払い！	ご加入者の 死亡・重度障がい時 に 年金方式（分割） でお支払いします。 計画的に、ご家族の日常生活費をサポートします。
特長 2	お手頃な掛金！	年齢、性別にかかわらず、 お手頃 な 一律の掛金 です。 年齢が上がっても、掛金は上がりません。
特長 3	満65歳まで継続可能！	継続加入は組合員、配偶者とも 満65歳 の5月末日までです。 長期にわたって、サポートを受けることができます。
特長 4	精神的サポートサービスもご用意！	加入者 が利用できる「 ほっとあんしんコール 」を設置し、経済的だけでなく、 精神的にも長期にわたりサポートいたします。電話相談サービス内容は、医師・ 看護師による健康相談、育児相談など支援内容は豊富です。

営利を目的としないからできる！

たすけあいのしくみ

毎年5月末の決算において、電機連合全体で収支計算を行います。

剰余が生じた場合は「割り戻し金」としてお戻しします。電機連合に集う仲間同士でのたすけあいのしくみです。



2014年度 ▶ 約42%

2015年度 ▶ 約30%

2016年度 ▶ 約24%

2017年度 ▶ 約24%

2018年度 ▶ 約27%

2019年度 ▶ 約29%

2020年度
割り戻し率 ▶ 約10%

※「割り戻し率」は過去の実績を表したものであり、将来の「割り戻し率」は確定していません。

遺族保障について考えてみましょう!

保障の役割は、万一の際に現在の生活を
(死亡・重度障がい) 維持・継続していくための備えです。

現在の収入と支出イメージ

	日常生活費	まとまった費用
支出	●食費 ●交通、通信費 ●光熱、水道費 など...	●教育資金 ●ローン返済資金 ●老後準備資金 など...
収入等	 給料	 ボーナス 貯蓄

万一の際の収入と支出イメージ

	日常生活費	まとまった費用
支出	●食費 ●交通、通信費 ●光熱、水道費 など...	●葬儀費用 ●教育資金 ●ローン返済資金 ●老後準備資金 など...
収入等	 遺族年金 不足する費用	 貯蓄 一括受取の共済金 けんこう共済アシスト 団体生命共済 (こくみん共済 coop)

「補てん」

ファミリーサポート共済が、万一の日常の生活費を保障します。

あなたの家族構成は?	既婚	子どもは?	あり	子どもの年齢は?	10歳以下	C15コース
独身		なし		10歳以上		
独身の方向け		配偶者のため				
A05コース		B10コース		C10コース		
月 額 約5万円		月 額 約7.5万円		月 額 約10万円		月 額 約10万円
月払掛金 490円		月払掛金 1,260円		月払掛金 1,750円		月払掛金 2,520円
受取期間 5年		受取期間 10年		受取期間 10年		受取期間 15年
受取総額概算額 355万円		受取総額概算額 936万円		受取総額概算額 1,301万円		受取総額概算額 1,920万円

独身の方には何千万円もの遺族保障は不要です。ただし、重度障がいとなってしまった場合に生活費の不足分に備える必要があります。

結婚したら一定の保障を備える必要があります。

ファミリーサポート共済は「日常生活費」の不足分をサポートする制度です。一括受取の共済金と組み合わせて、家族の生活を守ることができます。

子どもの誕生とともに備えるべき保障額は大きくなります。適宜必要な保障額を把握しムリ・ムダを作らないことがポイントです。

左記のプラン以外にも加入いただけます。(6頁参照)

死亡した時の遺族の“日常の生活費”の備え

公的遺族年金だけでは月々 **約10万円** が不足します。

〈例〉組合員(男性)・配偶者(女性)

子ども2人・年収500万円

*企業内保障がある場合は、差し引いて下さい

$$\textcircled{1} 250,000\text{円} - \textcircled{2} 142,000\text{円} \div \textbf{100,000円}$$

(日常生活費の目安)

(公的遺族年金額)

(配偶者が就労できない期間に発生する不足額)

ファミリーサポート
共済で備える

① 日常の生活費の目安

遺されたご家族の日常の生活費の目安

現在の世帯年収		日常の生活費の目安	
		年額	月額
～400万円	×60%＝	単身世帯 240万円	20万円
500万円		2人以上世帯 300万円	25万円
600万円		300万円	25万円
700万円		360万円	30万円
800万円		420万円	35万円
		480万円	40万円

総務省「家計調査」(2019年分)をもとにくみん共済 coop で作成。

② 受け取れる 公的遺族年金額

受け取れる
公的遺族年金額

月額 約 **142,000円**

- ⑦ 遺族基礎年金
約1,200,000円
(月額:約100,000円)
- ⑧ 遺族厚生年金
約510,000円
(月額:約42,000円)

上記金額は〈例〉に基づく概算額です。

上記のとおり、月々に必要な「①日常の生活費」から「②公的遺族年金」の額を引いた金額が、ご家族の日常の生活費の不足額の目安となります。また、配偶者の勤労収入も考慮に入れましょう。

※必要保障額の算出は電機連合福祉共済センターHPにある「セルフプランシート」を参照ください。

働けなくなった時(重度障がい)の備え

身近で起こるちょっとした事故や病気でも重度障がい※が残ってしまうことがあります。万一重度障がいになってしまった場合、仕事や生活に支障が生じるだけではなく、治療費などの負担が加わります。さらに就労ができなくなることを考えると介護をするご家族に多大な負担をかけることになります。公的年金(障害年金)＋企業内保障では補えない部分(日常生活費の不足分)もあり、備えが必要となります。

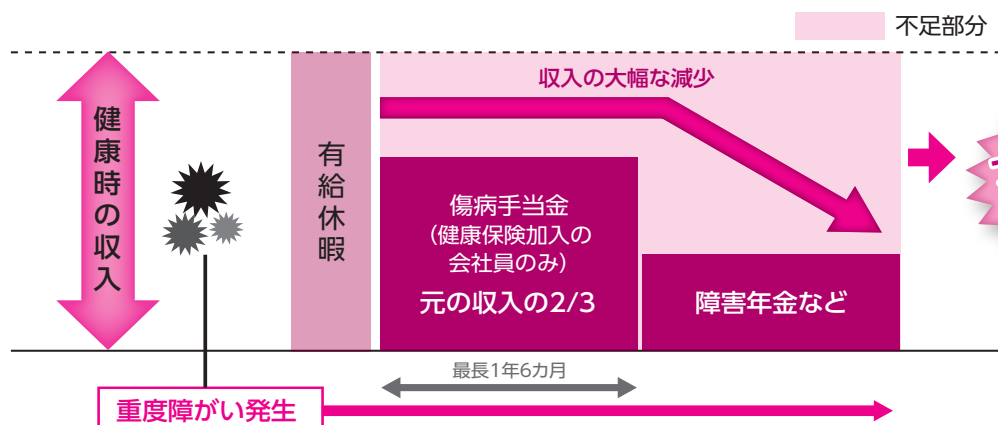
※重度障がいとは、「労働者災害補償保険法施行規則」別表第一「障害等級表」の第1級、第2級および第3級の2・3・4に定めるものをいいます。

POINT

重度障がいで働けなくなった時の生活費をサポート

万一のことがあった場合に、公的年金(障害年金)だけでは補えない、日常の生活費をサポート。

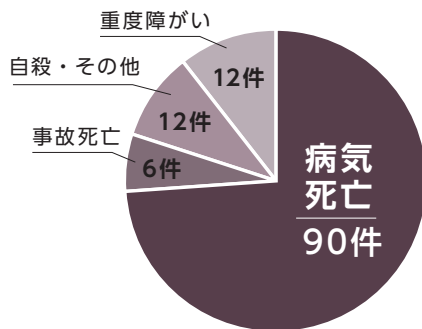
長期間働けなくなったときの収入減少のイメージ



日常生活費や治療費などの支出はなくなるしない

給付件数と給付事例

<給付件数と給付事由>
2014年6月～2021年9月



制度発足からこれまで120件、8億5,900万円（年金原資）にのぼる共済金をお支払いいたしました。

電機連合の仲間の助け合い制度として、組合員・ご遺族にお届けしております。
（2021年9月末時点）

	【死亡による給付事例】	【重度障がいによる給付事例】
お支払いの対象者	50歳代女性【C05コースに加入】	40歳代男性【B10コースに加入】
お支払事例（給付内容）	大腿部痛のため病院を受診。骨肉腫と診断され3ヶ月間の入院も多臓器へ転移し死去。遺族へ月約10万円の共済金を5年間にわたりお支払いしています。 	仕事中に左脳出血を生じ病院へ搬送され手術後5ヶ月間の入院治療となった。現在は退院し、1～2ヶ月に1回通院しているが、言語障害があり、車いすを利用している。トイレは自立しているもの、食事には介助が必要な状態。月約7.5万円の共済金を10年間にわたりお支払いしています。 

共済金を受け取られた方の声

<2020年受給者アンケートより>

突然の夫の死に家族全員がショックを受け、心の傷が癒えぬうちに子供の進路を決めなくてはならず、教育費もかかる時期に突入し、生前、夫がもしもの事を考え共済に加入してくれたことに感謝しかありません。いただいた共済金によって子供達がより一層勉学に励み、夫の分まで幸せな人生を歩んでほしいと思います。

44歳・配偶者

ファミリーサポート共済のことを、主人は何気ない一言から知りました。早々に調べてこんな良い制度はないと思い加入させていただきました。我が家のように働き盛りの年代でまさか！と思うことが人生にはあるものです。お金がすべてではありませんが精神的余裕ができることは確かです。本当に感謝しています。

58歳・配偶者

掛金が少額で、みんなで支え合う素晴らしい共済制度だと思います。

53歳・配偶者

このような共済へ入れてとても感謝しています。元々必要はないかもしれないのに掛金があったらいい」と考えたこともあり、今では本当にありがたく感じています。

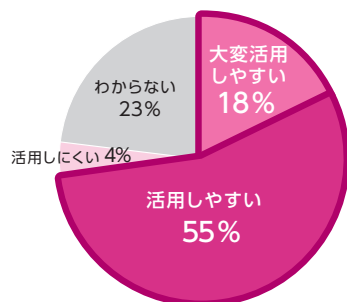
58歳・本人

当時は何も考えず、勧められるままに一番安いコースに入りましたが、本当に入っていて良かったと心から思います。この必要性を皆さんに知っていただきたいと思いました。素晴らしい制度です。

49歳・配偶者

年金方式(分割) について

ファミリーサポート共済は万一の際、共済金を年金方式（分割）でお支払いします。
年金方式（分割）で受給することで収入面において**計画性**や**確実性**があることから、
実際に受給された方々からは、活用しやすく、**将来に向けての安心感**を感じていただいています。



共済金の年金払い方式での受け取りに、7割を超える方が「大変活用しやすい」「活用しやすい」と回答されました。

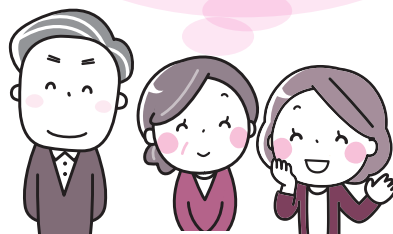


療養入院中であるため、月々決まった金額が受給できて助かっています。
【58歳 本人(重度障がい)】

生活資金が不足した時にこの年金方式の共済金が入ってくると精神的にも安定します。
【60歳 配偶者】

年金方式の方が計画的にできるから活用しやすい。
【56歳 配偶者】

自分で共済金の受取回数が選択できるので利用しやすい
【53歳 配偶者】



一括支給される共済金より安心感がある
【55歳 配偶者】

<2020年受給者アンケートより>

制度内容について

保障内容

ご加入者が**死亡・重度障がい**になられた場合に共済金をお支払いします。なお、共済金のご加入いただいているコース内容(年金受取額・受取期間)でお支払いします。

新規加入できる方

- ①加入日(発効日)時点で満**15歳以上**で満**60歳未満**の**組合員**および、その**配偶者**
 - ②申込日(告知日)時点で「健康告知の質問表(8頁)」に該当しない方 **医師の診断は必要ありません。**
- ・「配偶者コース」のご加入は、「組合員コース」のご加入が必要です。

継続加入と契約満了

組合員、配偶者とも**満65歳の5月末日満期**までご利用が可能です。なお新離退職者団体生命共済(こくみん共済coop)に移行加入することで満80歳まで継続できます。

- ・満60歳時の6月更新にて「年金受取期間」は、「5年」に移行します。(自動移行)
- ・「組合員コース」が脱退・満了となった場合、「配偶者コース」も脱退となります。

掛金(月々のお引き落とし)と保障開始

第1回(初回)掛金引き落とし日の翌月1日の午前零時から保障開始となります。(7頁の掛金の引き落としを参照ください)

掛金は「**一般生命保険料控除**」の対象となります。

年齢・性別による掛金の違いはありません。

- ・積立型の貯蓄制度ではありません。
- ・脱退時の解約返戻金はありません。

共済期間

契約発効日より**2023年5月末日満期**です。以降、6月1日更

新で翌年の5月末日満期の1年更新です。契約内容に変更がなければ同一内容で**自動継続**となります。

加入コースについて

「組合員コース」は、「Aコース」・「Bコース」・「Cコース」の3つのコースの中から、「加入コース」を**1コースのみ選択**して、ご利用いただけます。

「配偶者コース」は「Jコース」・「Kコース」の2コースの中から、**1コースを選択**してご利用いただけます。

夫婦がともに組合員で、それぞれが「組合員コース」に加入した場合、「配偶者コース」に加入はできません。

退職後

退職時は、退職月の末日をもって脱退となります。こくみん共済coop 所定の解約届をご提出いただき、脱退(解約)手続きください。

ただし、組合員が所属する**組合が認めれば継続加入**ができます。継続加入ができない場合はこくみん共済coop の個人制度(新離退職者団体生命共済等)へ、一定の要件を満たせば移行することが可能です。詳細は所属の労働組合を担当するこくみん共済coop へお問い合わせください。

共済金の請求

契約者本人が死亡した場合は、ご指定いただいた「**受取人**」へ、配偶者が死亡した場合は**契約者本人**へ共済金を**年金方式(分割)**でお支払いします。共済事由が発生した場合は、必要書類をそろえた上で、所属の労働組合を通じて請求手続きをお願いします。なお、こくみん共済coop が必要と認めたときには、医療機関等へ医療照会を行う場合があります。

- ・受取回数は年1・2・4・6回から選択できます。

加入コースと掛金

組合員コース名	加入コース	年金原資	受取期間	受取総額概算額	月々の掛金
Aコース 月額約5万円	A05	350万円	5年	355万円	490円
	A10	650万円	10年	676万円	910円
	A15	900万円	15年	960万円	1,260円
	A20	1,250万円	20年	1,365万円	1,750円
Bコース 月額約7.5万円	B05	500万円	5年	507万円	700円
	B10	900万円	10年	936万円	1,260円
	B15	1,300万円	15年	1,386万円	1,820円
	B20	1,700万円	20年	1,857万円	2,380円
Cコース 月額約10万円	C05	650万円	5年	660万円	910円
	C10	1,250万円	10年	1,301万円	1,750円
	C15	1,800万円	15年	1,920万円	2,520円

配偶者コース名	加入コース	年金原資	受取期間	受取総額概算額	月々の掛金
Jコース 月額約5万円	J05	350万円	5年	355万円	490円
Kコース 月額約7.5万円	K05	500万円	5年	507万円	700円

- ・このパンフレットに記載している受取総額概算額は2022年6月1日時点の基礎率（予定利率等）で計算したものです。
- ・2022年6月1日より基礎率（予定利率等）が変更になり、受取総額概算額が変更になりました。
- ・受取総額概算額（単位：約万円）は受取回数6回を選択した場合の金額です。
- ・年金原資とは、年金払いの対象となる共済金をいいます。
- ・「受取総額概算額」は、年金原資（死亡・重度障害共済金）が充当される年金開始日の基礎率（予定利率等）で計算しますので、将来の基礎率（予定利率等）の変更により変動（増減）することがあります。
- ・積立型の貯蓄制度ではありません。脱退時の解約返戻金はありません。
- ・新規加入および、継続加入時の「加入コース」の変更をする場合は「健康告知の質問表」へのご回答が必要です。（8頁をご覧ください）
なお、「年金原資」を減額する「加入コース」の変更をする場合は「健康告知の質問表」へのご回答は不要です。
- ・解約、減額は契約更新時のみ可能です。

●「満60歳6月更新」時における「組合員コース」の「受取期間」の変更について

組合員コース名	加入コース	満60歳6月更新後の加入コース
Aコース	A05、A10、A15、A20	➡ A05
Bコース	B05、B10、B15、B20	➡ B05
Cコース	C05、C10、C15	➡ C05

「受取期間」
5年へ自動移行
※お手続きは不要です。

- ・「配偶者コース」は、変更はありません。
- ・60歳以上の方はコース変更はできません（例：A05 → B05 ×
B05 → A05 ×）

ご加入手続き

●「質問表」の健康状態

8頁の「質問表」の健康状態についての質問事項にいずれも該当しない「組合員とその配偶者」がご加入できます。
申込日（告知日）時点での健康状態により加入判断を行いますので申込書の提出時に必ず「申込日（告知日）」をご記入ください。

●共済金「受取人」の指定

新規加入時に、「組合員本人（組合員コース）」は、「共済金「受取人」の指定」が必要です。

- ・「配偶者（配偶者コース）」の共済金受取人は、「契約者本人（組合員）」が受取人となります。ご指定いただく「受取人」の範囲については、10頁の「共済金の年金払いについて」をご覧ください。「内縁の配偶者」、「その他親族」または、「同性間パートナー」を指定する場合、申込印に実印での押印およびご契約者の印鑑証明書をご提出いただけます。ご指定後の「受取人」の変更については随時可能です。

●掛金の引き落とし

掛金は「第1回（初回）掛金引き落とし」より、ご指定の金融機関口座から毎月28日に自動引き落としされます。28日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に振替となります。
残高不足等で引き落としできなかった場合、翌月に2ヵ月分まとめて引き落とします。なお、預金通帳等の摘要欄には「ゼンロウサイ」と印字されますのでご注意ください。

- ・新規契約の場合：翌月に2ヵ月分の引き落としができない場合は、お申込みがなかったものとします。（契約不成立）
- ・新規契約以外の場合：翌月に引き落としができない場合は、翌々月に3ヵ月分をまとめて引き落とします。さらに翌々月に引き落としができない場合は、翌々々月に4ヵ月分をまとめて引き落とします。
- ・引き落としができなかった場合は、その都度ご案内します。
4ヵ月連続引き落としできない場合は脱退（失効）となります。
- ・既にこくみん共済 coop のその他の共済に加入している方で、それぞれの共済の掛金を同一口座で振り替えされている方は、掛金を合算しての自動振替となります。したがって残高不足の時はすべての共済が振替不能になりますのでご注意ください。

●共済契約証書

ご加入内容が掲載された共済契約証書は「新規契約発効月および更新月（6月）の下旬」にご自宅へ郵送します。

●脱退（解約）

脱退（解約）については、「毎年6月の契約更新時のみ」となります。
共済期間中においての「中途解約はできません」。
所属の労働組合が認めれば、非組合員となった場合や、退職した場合も継続ができます。

●住所・指定口座等の変更

随時変更が可能です。組合に所定の用紙がありますので、組合まで申請してください。6月更新時に変更がある際は継続申込書に修正のうえ所属の労働組合へご提出ください。

●契約者本人死亡・重度障がい時の「配偶者契約（配偶者コース）」の扱い

「組合員コース」にご加入の契約者本人の死亡・重度障がい時、配偶者契約（配偶者コース）につきましては、「契約者本人の死亡日（もしくは、重度障がい固定日）の属する月の末日」でご契約が満了となります。
配偶者契約（配偶者コース）のみのご利用はできません。

●出資金の取り扱い

初めて こくみん共済 coop の共済を利用される場合は こくみん共済 coop の組合員となっていただくための出資（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）をお願いしています。
新規加入時の初回掛金引き落とし時のみ、100円を上乗せして引き落としをします。なお、既に こくみん共済 coop の共済をご利用の方は不要となりますので申込書上の出資金100円を二重線で訂正ください。

コース変更手続き

●コース変更

「年金原資」を減額するコース変更はできません。
毎年6月の契約更新時のみ減額・解約は可能です。
継続申込書にて手続きください。

●「質問表」の健康状態

8頁の「質問表」の健康状態についての質問事項にいずれも「該当しない」組合員とその配偶者が加入コースを変更することができます。
コースの解約・減額は「質問表」に該当してもコース変更ができます。

●申し込み手続き

パンフレット最終頁の「新規加入コース変更申込書兼口座振替申込書」をご利用いただき、必要事項をご記入・押印のうえ福祉共済センターまでご提出ください。なお、コース変更する際には預金口座振替依頼書のご記入は不要です。
6月1日のコース変更手続きは毎年2月上旬にご自宅に送付する手続き書類にて手続きください。
申込締切日は表紙にあるスケジュールを参照ください。

●変更可能なコースは下記の通りです。

現在の加入コース	変更可能なコース
A05	すべてのコースに変更できます。
A10、C05	A10、A15、A20、B10、B15、B20、C05、C10、C15
A15、B10	A15、A20、B10、B15、B20、C10、C15
A20、C10	A20、B15、B20、C10、C15
B05	A10、A15、A20、B10、B15、B20、C05、C10、C15
B15	B20、C15
B20	C15
C15、K05	—
J05	K05

※各コースの詳しい保障内容・掛金は6頁の「加入コースと掛金」をご確認ください。

※6月1日時点（契約更新時点）で満60歳以上の方はコースの変更ができません。

New

「高血圧症」に関する加入引受基準が緩和されました

ファミリーサポート共済 健康告知の質問表

【ご加入いただける方】組合員および配偶者で申込日(告知日)時点で下記の質問表に該当しない健康な方

下記の質問事項は、ファミリーサポート共済を申し込んでいただくうえで、重要な事項です。よくお読みのうえ、ありのまま正確にご回答ください。また、被共済者の同意を得た上で質問表の内容に回答してください。もし、事実を回答せず、また事実でないことを回答したときは、契約は解除され、共済金等をお支払いできないことがあります。

健康状態の質問事項

新規または増額して加入される方(被共済者)は、申込書の「質問表の回答」欄のいずれかに○印をつけてください。

質問 1 現在、病気※1やけがのため、入院・安静加療※2をしている、または、入院・安静加療※2・手術※3を要すると診断されている。

※1「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産等)を含みます。

※2「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するかぜ・インフルエンザによる安静加療は含みません。

※3「手術」には、切開術のほか、手足の骨折による手術、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。これらの手術には共済金の支払対象とならないものも含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。

いいえ

質問 2 過去1年以内に、病気※1やけが(手足の骨折を除きます。)のため、連続して14日以上入院・安静加療をしたこと※4がある。または、過去1年以内に手術※3を受けたことがある。

※1と※3は質問1を参照してください。

※4「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。

いいえ

質問 3 過去1年以内に、下記の疾病により、医師の治療※5を受けたこと、または、医師の治療※5を要すると診断されたことがある。ただし、現在、その疾病が完治している※6場合は該当しません。

※5「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食事療法などをいいます。

※6「完治している」とは、医師から「病気が治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。

「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。

新生物	●がん●腫瘍●肉腫●筋腫●白血病●悪性新生物 ●悪性リンパ腫●骨髄腫●上皮内がん(上皮内新生物を含む) など	精神障がい	●うつ病●アルコール依存症●統合失調症●認知症 ●双極性障害 など
糖尿病	●糖尿病 など(高血糖、糖尿病の合併症を含む)	神経の疾患	●髄膜炎●脳性麻痺●パーキンソン病 ●筋ジストロフィー●アルツハイマー病 ●てんかん●多発性硬化症 ●睡眠時無呼吸症候群 など
心疾患	●心臓病(高血圧症を含む)●狭心症●心筋梗塞 ●不整脈●心房細動●心不全●心筋炎●心筋症 ●心肥大●弁膜症 など	血管および血液の疾患	●動脈硬化症●動脈瘤●下肢静脈瘤●血栓症 ●貧血●紫斑病●血友病 など
脳血管疾患	●脳卒中●脳出血●くも膜下出血●脳梗塞 ●脳血栓症●脳塞栓 など	眼の疾患	●白内障●緑内障●網膜の病気(網膜剥離、網膜色素変性 など)●眼底出血 など
胃、腸の疾患	●胃潰瘍●十二指腸潰瘍●腸閉塞●潰瘍性大腸炎 ●腹膜炎●クローン病 など	脊柱、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患	●サルコイドーシス●腰椎椎間板ヘルニア ●硬直性脊椎炎●後縦靱帯骨化症●骨髄炎 ●骨パジェット病●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●ベーチェット病●免疫不全症候群 など
肝臓、すい臓の疾患	●肝炎●肝硬変●肝機能障害●脾炎 など		
腎臓の疾患	●腎炎●腎不全●ネフローゼ●腎硬化症●多発性のう胞腎 など		
呼吸器の疾患	●肺炎●肺結核●肺炎腫●肺のう胞●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 など		

いいえ

質問3で該当する疾病が「高血圧症」のみの方

つぎのi)～iv)のいずれかに該当しますか？

i) 申込日(告知日)時点の被共済者の年齢が30歳未満である。

ii) 今までに高血圧症の治療を目的とする入院をしたことがある。

iii) 高血圧症の原因となる疾病がある(「二次性高血圧症」と診断されている)。

iv) 過去1年以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受けた際に測定した最新の血圧値が、最大140mmHg以上または最小90mmHg以上である。

いいえ

質問3で該当する疾病が「高血圧症」以外の方

はい

ご加入いただけます。
質問表の回答「いいえ」に○印をつけてください。

ご加入いただけます。
質問表の回答「いいえ」に○印をつけてください。

申し訳ございませんが、ご加入・増額いただけません。質問表の回答「はい」に○印をつけてください。

New

加入者全員がご利用いただけるようになりました

「精神的サポートサービス」

ほっと

健康・介護等相談ダイヤル

あんしんコール

通話料・相談料
無料

プライバシーは厳守します。

ほっとあんしんコールの電話番号(フリーダイヤル)については、「ご契約のしおり」をご確認ください。

サービス
概要

「ファミリーサポート共済」の加入者(被共済者)がご利用いただけます。

※共済金請求時以降は「共済金受取人とその家族」もご利用いただけます。

健康・介護相談は、24時間・365日いつでも受け付けています。

★年金相談：週3回(火・水・木の3日間) ★税務・法律相談：週1回(水)となっています。

電話相談サービス

♥医師・看護師による健康相談【24時間365日】

- ①病気や症状に関するご相談
- ②生活習慣病の予防など健康増進に関するご相談
- ③応急手当、ホームケアの方法に関するご相談
- ④診療科目の選択や医師への相談のしかたに関するご相談

♥医師・看護師による育児相談【24時間365日】

子どもの発育や育児などに関するご相談

♥ケアマネジャー・看護師による介護相談【24時間365日】

ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するご相談

♥社会保険労務士による年金相談

【週3回(火・水・木) 10時～17時／当日予約制／休日・祝日年末年始除く】

年金に関する一般的なご相談(個別の年金額の算定や受給資格の判断は除きます)

♥税理士による税務相談【週1回(水) 10時～17時／当日予約制／休日・祝日年末年始除く】

相続・贈与や確定申告など税務に関する一般的なご相談

♥弁護士による法律相談【週1回(水) 10時～17時／当日予約制／休日・祝日年末年始除く】

相続・遺言や土地・建物など法律に関する一般的なご相談

【ご案内】上記年金相談・税務相談・法律相談の予約は、各相談日の午前10時より先着順にて承ります。

予約がいっぱいとなり、ご相談いただけない場合もございますので、あらかじめご了承ください。



医師による相談は精神科・心療内科を除きます。また混み合った場合は、相談受付時間を指定(予約制)させていただく場合がございます。

電話情報提供サービス

♥全国の医療機関情報【24時間365日】

ご希望地域の病院や診療所をお調べする情報提供(医療機関の直接紹介や医療診断は行いません)

♥介護施設情報【24時間365日】

ご希望地域の介護事業所などをお調べする情報提供(介護施設の直接紹介は行いません)

♥在宅介護情報【平日9時～17時(土曜・日曜・祝日年末年始除く)】

こくみん共済 coop と連携している各種の介護サービス提供事業者・福祉系ボランティア団体に関する情報提供

※地域により各市区町村の介護相談窓口をご案内します。



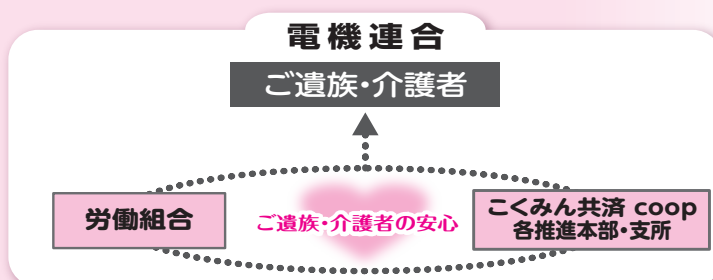
経済的サポートと精神的サポートの両面で 長期にわたり支援いたします。

精神的
サポート

万一の場合に伴う諸手続きや税金、これからの生活にかかるお金のこと、健康・介護から相談まで、充実のメニューでご家族の自立を支援します。

電機連合とこくみん共済 coop のスクラムであなたを支えます

- ①当面の不安・悩み
 - ・公的な諸手続き
 - ・税金
 - ・年金受給
 - ・住居
- ②将来への不安・悩み
 - ・今後の収支状況予想
 - ・健康
 - ・介護
 - ・子育て、進学



相談窓口(ガイダンス)の充実

ご家族のご要望に応じて、こくみん共済 coop 各推進本部の担当者が、諸手続きの説明や直面する当面のご相談に応じるにより、将来に対する不安や悩みを解消します。

- ファミリーサポート共済は、電機連合が **こくみん共済 coop** の「**団体定期生命共済 共済年金払特則**」を利用した共済制度です。
- 電機連合は、労働者全体の自主福祉活動を担う、**こくみん共済 coop** 運動を進める立場から、協力・連携を強め相互扶助の精神に基づく自発的な福利厚生活動として取り組みを行います。

ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）

このご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」）ならびにこれらにかかる条項を除きます。・細則によって定まります。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop（以下「当会」といいます。）までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

・団体定期生命共済の事業規約・細則は当会にお問い合わせください。

共済商品名称と該当する事業規約・細則

商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済

契 約 概 要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 契約の引受団体・商品名称と事業規約・募集方法
1. 引受団体
全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）
 2. 商品名称と事業規約
商品名称：団体生命共済
事業規約：団体定期生命共済
 3. 募集方法
契約は団体と当会で定めた協定書に従い、募集を行い、契約を締結します。
- 共済期間と契約の更新について
- 共済期間は毎年6月1日から翌年5月31日までです。なお、6月1日発効日以外の契約についても翌年5月31日が契約満了日となります。以後の共済期間については、1年毎（6月1日～翌年5月末日）の更新となります。
- 同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。なお、事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります（注意喚起情報「規約および細則の変更について」をご確認ください。）。
- 掛金と初回掛金の払込方法について
- 掛金は、「加入コースと掛金」でご確認ください。
- 初回掛金は、指定の口座より口座振替（口振）となります。
- 共済金受取人について
1. 共済金受取人は契約者です。
 2. 1. にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1) から (5) の順位になります。なお、(2) から (5) の中では、記載の順序になります。
 - (1) 契約者の配偶者（内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」といいます。）を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）
※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示をお願いしています。
 - (2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです。）。
 - (3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (4) (2) にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (5) (3) にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 3. 2. において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
 4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2. の死亡共済金受取人の順位または順序を変更すること

- ができます。また、死亡共済金受取人を2. 以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
5. 4. により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新（以下「更新」といいます。）されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
 6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
 7. 4. により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1. または 2. に規定する順位または順序によります。
- 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減
- 戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ支払い、削減をすることがあります。
- 被共済者になることができる方
- 発効日または更新日に、次のいずれかに該当する方
1. 契約者（団体の構成員。以下同じです。）
 2. 契約者の配偶者
※配偶者の加入には契約者本人の加入が必要です。
- 被共済者になることができない方
1. 質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。ただし、全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます。
 2. 発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方
 - (1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
 - (2) テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務
- 割り戻し金について
- 毎年5月末の決算において、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。
- 共済金をお支払いする場合
- <死亡共済金・重度障害共済金>
- 被共済者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。
- ※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いしません。
- ※重度障がいとは、「労働者災害補償保険法施行規則」別表第一「障害等級表」の第1級、第2級および第3級の2・3・4に定めるものをいいます。
- 共済金を減額してお支払いする場合
- <重度障害共済金>
- 発効日または更新日（増額した場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。
- ※全員一律加入部分・集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた基本契約共済金額が減額の対象となります。
- 共済金の年金払いについて
1. 死亡共済金または重度障害共済金等について、一時金ではなく年金形式で受け取ること（以下「年金払い」といいます。）ができます。
※年金払いができるのは、所属団体における契約に共済金年金払特則が付帯されている場合に限ります。
 2. 年金払いによる年金の受取人（以下「年金受取人」といいます。）になれる方は、共済金受取人である契約者本人です。
 3. 2. にかかわらず、契約者が被共済者である契約において、契約者が死亡した場合の年金受取人になれる方は、あらかじめ次の範囲内から死亡共済金受取人として指定されている方となります。
 - (1) 契約者の配偶者
 - (2) 契約者の収入により生計を維持している契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (3) 契約者の収入により生計を維持している契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (4) (1) から (3) まではあてはまらない契約者の収入により生計を維持している契約者のその他の親族
※あらかじめ上記の範囲内で、契約者が指定した後、その死亡共済金受取人が上記の範囲外となった場合には、死亡共済金受取人を変更していただく必要があります。なお、その死亡共済金受取人が年金払いを選択する際に、上記の範囲外となっていた場合には、年金払いではなく一時金での受け取り（お支払い）となります。
4. 年金払いのお取扱内容
- (1) 年金年額が24万円を下回る場合には、年金払いはお取り扱いできません。
 - (2) 年金の種類は、確定年金です。
※確定年金は、年金開始日以降、一定の支払期間中、年金をお支払いします。なお、支払期間は、5年以上35年以下の範囲内で5年単位に設定いただきます。
 - (3) 年金の型は、定額型（年金の額が毎年一定）です。
 - (4) 年金のお支払方法
 - ①年金払いの対象となる共済金のお支払日に、その全額または一部を年金原資に充当して、この日を年金開始日とし、その後、年金開始日の年応当日ごとに年金をお支払いします（年1回受け取り）。

※年金額は、年金原資が充当される年金開始日の基礎率（予定利率等）で計算します。

②年金を分割して受け取ることができます。

※年2回受け取り：年金年額36万円以上、年4回受け取り：年金年額36万円以上、年6回受け取り：年金年額48万円以上である場合に限りです。

③年金受取人は、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。

※受取額は、予定利率で割引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。

(5) 年金受取人は、年金原資に充当する共済金の額、確定年金の支払期間、および年金の受取回数を変更すること、ならびに権利義務を第三者に承継させることはできません。

(6) 年金受取人が死亡された場合には、年金受取人の相続人に、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括してお支払いします。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意していただきたい事項を記載しています。

■クーリングオフについて

申込者（共済契約者（以下「契約者」））は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、共済契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

■加入申込書（申込書）および質問表の記入について

1. 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表（健康状態等についての質問）について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分に確かめのうえ、署名してください。

2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または申込者（契約者）に通知します。

3. 申込者（契約者）が申込書の「申込日」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。

■契約の成立と効力の発生について

当会が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。効力の発生日は労働組合との協定書に定める日（共済期間開始日の午前0時）からになります。

■2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

1. 口座振替（口振）は、当会が指定した日（取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）にご指定の口座から振り替えます。なお、掛金の払込期日は毎月の発効応当日の前日の属する月の末日です。

2. 払込期日の翌日から3ヶ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します（契約がなくなります）。

■共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。詳しくは当会までお問い合わせください。

■規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他契約内容となるすべての事項）により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

■共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

■詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

■掛金の保険料控除について

団体生命共済の掛金は生命保険料控除の対象となります。

■契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき

2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき。

^{*1}「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

^{*2}「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4. 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします。）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

5. 前記1～4.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

6. 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます。）に相当する掛金をお返しします。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

■被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは当会までお問い合わせください。

■共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

共済金の種類	主な免責事由
1. すべての共済金	(1) 契約が解除されたとき (2) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2. 死亡を原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺したとき (2) 被共済者の犯罪行為によるとき (3) 共済金受取人の故意によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます）など
3. 重度障がいの原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき (2) 被共済者の故意（自殺行為を除きます）によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます）など

■契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき

2. 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき

3. 契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき

4. 被共済者が発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき

5. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分

6. 契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき

7. 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

■契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

1. 被共済者が死亡したとき

2. 被共済者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金が支払われた場

合に限りです。)

※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

■契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む）
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

■団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

■苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

■ご契約者の皆さまへ

こくみん共済 coop（当会）は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。
当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができます。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となること

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができます。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりについて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議

決によって、除名することができる。

- ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

新しく組合員になられる方へ（出資金について）

こくみん共済 coop は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの当会へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますのでご注意ください。

たすけあいから生まれた保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

ファミリーサポート共済に関するご意見・ご相談

こくみん共済 coop
共済インフォメーションセンター
0120-01-6031



電機連合
福祉共済センター

こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 COOP

こくみん共済 NEWS
coop

- 本人控えが必要な場合は、お手数ですがコピーをおとりください。
- 申込書は組合（支部）窓口へご提出ください。
- 既加入者の方の住所変更、引き落とし口座の変更は こくみん共済 coop 所定の帳票をご提出ください。この申込書では変更できません。
- 「組合員コース」加入の後、「配偶者コース」を追加加入する場合も、この申込書をご利用ください。契約者名、現住所、配偶者コース、契約発効日欄をご記入し、押印ください。預金口座振替依頼書欄のご記入は不要です。
- コース変更される場合は、この申込書をご使用ください。（6月更新時のコース変更は除く）
なお、コース変更の際には預金口座振替依頼書欄のご記入は不要です。
- 「申込日」「社員番号」は必ずご記入ください。「社員番号」のない方は「なし」とご記入ください。
- 消すことが出来るボールペン（フリクション）で記入しないでください。

払込金額合計欄に合計額を
ご記入ください。

13

ぜひ
HPにアクセスしてください!!

動画をご覧ください!!

電機連合福祉共済センターのホームページ

<https://kyosai.jeiou.or.jp/>

- ファミリーサポート共済の制度内容を動画でわかりやすくご案内しています。
- Q&A、その他の情報も掲載していますのでご活用ください。



「App Store」もしくは「Google Play」で「COCOAR」と検索し、インストールしてください。

または、右側のアプリ用を読み込み、「COCOAR」アプリをインストールしてください。

※動画の視聴には大容量の packets 通信を行う場合がありますので、Wi-Fi 通信環境でのご利用を推奨します。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会（以下、電機連合といいます）及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下、こくみん共済 coop といいます。）は、当該共済の運営にあたって、組合員（ご契約者）が加入申込書に関する個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）を、共済制度の運営に付随する業務を推進するため、共同利用させていただきます。電機連合は、当該共済の運営において入手する個人情報を、本共済の事務手続きのために使用いたします。こくみん共済 coop は受領した個人情報を各種共済契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他共済に関連・付随する業務のために使用し、また電機連合に上記目的の範囲で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き電機連合およびこくみん共済 coop においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

＜こくみん共済 coop からのお知らせ＞

こくみん共済 coop は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人が

どうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coop の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、こくみん共済 coop ホームページ (<https://www.zenrosai.coop/>) をご参照ください。

表紙のキャラクターの紹介



いつまでも若々しく長生きできる「ベニクラゲ」がモチーフです。温かいハートを持ったフォルムで親しみやすいキャラクターにしました。

金融機関との約定

金融機関 御中

私（預金名義人）は、全労済から請求された金額を裏面の預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので下記預金口座振替規定を確約のうえ、依頼します（ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く）。

記

1. 貴行（銀行・金庫・組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日（当日が休日の場合は翌営業日）に預金口座から引き落としのうえお支払いください。この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行（銀行・金庫・組合）に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり全労済から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、貴行（銀行・金庫・組合）はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても貴行（銀行・金庫・組合）の責めによる場合を除き、貴行（銀行・金庫・組合）には迷惑をかけません。

（お願い）㊦㊧

記載内容に不備がありましたら、下記の該当項目に○印をつけて全労済へご返送くださるようお願いいたします。

金融機関 ゆうちょ銀行 使用欄

（不備返却事由）

- | | |
|---------------------------------------|---------------|
| 1. 預金取引なし | 4. 印鑑不鮮明 |
| 2. 記載事項等相違
〔店名、預金種目、
口座番号、口座名義〕 | 5. 貯蓄預金 |
| 3. 印鑑相違
(備考) | 6. その他
〔 〕 |

不備の場合の返送先（㊦㊧）

〒183-0055
東京都府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル8階
こくみん共済 coop 事務センター 口座振替係

(2021.12.480,000)